

業務継続に関する基本方針

1. 基本的な考え方

当社は、災害発生時等の緊急時において、証券市場のインフラである貸借取引等の業務を継続し、取引先および外部関係機関等への影響を最小限に止めるため、可能な限り業務を継続または早期に再開する。

2. 想定する緊急時

自然災害（地震、風水害、火災、異常気象、伝染病等）、社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）、テロ行為（予告、脅迫、破壊行為等）などの災害等発生時及び発生のある恐れがある場合を想定する。

また、上記災害等に伴う、当社の建物・設備およびシステムの利用不能ならびに業務遂行に必要な人員の不足についても想定する。

3. 優先的に継続する業務

緊急時に他の業務に優先して継続または再開すべき重要業務は「貸借取引業務」、「資金決済業務」及び「証券決済業務」とする。

その他の業務については可能な限り業務の継続に努める。

4. 対応方針

(1) メインシステムが被災した場合

当社のメインシステムが被災し、速やかな復旧が困難であると判断した場合は、バックアップシステムに切り替えて業務を継続する。

(2) 人員に不足が生じた場合

人員の不足により業務全般を継続することが困難となった場合は、上記 3. の優先的に継続する業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、それ以外の業務については不足する人員の状況に応じて対応する。

5. 緊急時の体制等

(1) 緊急時対策本部

緊急時に所要の対応を迅速かつ的確に行うため、想定する災害等が発生した場合には、緊急時対策本部を設置し、被災状況の把握、事業継続に向けた体制の確保および関係機関・取引先との連絡等を行う。

(2) 人員の確保

緊急時には安否確認システムを利用して、役職員の安否を速やかに確認するとともに、業務の継続に必要な人員の確保に努める。

(3) 外部との連絡体制

緊急時における外部との連絡手段を確保するため、一般電話、FAX、電子メールを利用する他、会社の被災状況及び業務の実施状況等については、当社ホームページ及び店頭への掲示等により顧客及び取引先等へ周知する。

(4) バックアップデータ

メインシステムと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップデータを保管し、出来る限り早期に業務を再開できる体制としている。

(5) 訓練

緊急時に業務に当たる要員を予め定めると同時に、緊急時に円滑に業務を継続できるよう、実効性確保のための訓練を定期的実施する。

以 上